



⑥ 納税義務の成立時期は？

この章では、国内取引の具体的な「納税義務の成立時期」と、「輸入取引の納税義務の成立時期」について説明します。

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等（注1）をした時に成立します。また、リース譲渡（注2）、工事の請負、現金主義会計については特例が設けられています。

注1 特定資産の譲渡等についてはP49を参照。

注2 令和7年度税制改正により、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、令和7年4月1日から廃止されました。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行っていた事業者等は、一定の間、延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができるなどの経過措置が設けられています。

【国内取引の納税義務の成立時期】

国内取引についての具体的な納税義務の成立時期を、取引の態様に応じて例示すると次のとおりです。

取引の態様			成立時期（原則）
資産の譲渡	棚卸資産の譲渡		引渡しの日
	固定資産の譲渡		引渡しの日
	工業所有権等の譲渡又は実施権の設定		譲渡又は実施権の設定に関する契約の効力発生の日
資産の貸付け	契約又は慣習により使用料等（前受けに係る額を除く。）の支払日が定められているもの		支払を受けるべき日
	支払日が定められていないもの		支払を受けた日 （請求があったときに支払うべきものとされているものにあつては、その請求日）
役務の提供	請負	物の引渡しを要するもの	目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
		物の引渡しを要しないもの	約した役務の全ての提供を完了した日
	人的役務の提供		約した役務の全ての提供を完了した日

【輸入取引の納税義務の成立時期】

保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。